

## 大月市議会反問権の行使等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大月市議会基本条例(平成30年大月市条例第21号。以下「議会基本条例」という。)第11条第5項の規定に基づき市長、答弁者及び説明者が行う反問権の行使について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、反問とは、議会基本条例第11条第4項の規定に基づき市長、答弁者及び説明者が反問権の行使として議員又は委員(以下「議員等」という。)の質疑又は質問の内容や趣旨に関し、市長、答弁者及び説明者が確認をしたい場合に議長又は第4条第1項第3号の委員会の委員長(以下「議長等」という。)の許可を得て行う質問をいう。

(反問ができる者)

第3条 反問の行使ができる者は、市長、答弁者及び説明者とする。

(反問の行使等)

第4条 反問は、次に掲げる場合において行うことができる。

(1) 代表質問

(2) 一般質問

(3) 常任委員会、特別委員会及び議会運営委員会(以下「委員会」という。)での質疑

2 反問は、通告を要しないものとする。

3 反問を行う場合は、その旨を宣言し、議長等の許可を得るものとする。

4 反問を行う場合は、議員等の質疑又は質問の範囲を超えないものとする。

(反問への対応)

第5条 議員等は、反問に対して誠実に回答するものとする。

2 議員等は、反問があったときは、次に掲げる場所において回答するものとする。

(1) 代表質問及び一般質問の場合には、質問席とする。

(2) 委員会の場合には、自席とする。

(発言の時間)

第6条 本会議での代表質問及び一般質問での質問において、反問及びこれに対する議員等の回答に要する時間については、これを質問時間に含めるものとする。

(発言の禁止等)

第7条 議長等は、議員等又は市長、答弁者及び説明者の発言が不適切又は不穏当と判断したときは、議員等及び市長、答弁者及び説明者の発言について注意し、なおこれに従わない場合は、発言を禁止するものとする。

附 則

この要綱は、平成30年6月22日から施行する。